

各種申請様式への押印及び署名が不要になります

令和2年12月21日

農林水産省国際部国際経済課

本日付で、関税割当てに関する各種申請様式（関税割当申請書、関税割当分割申請書、関税割当証明書内容変更届出書）及びその他の添付書類への「記名押印及び署名」は不要となり、「代表者名」（役職及び代表者氏名）の記入に変更します。

なお、本日以降の申請からは新様式を使用することとなりますが、経過措置として、受付担当課の指示がある場合を除き、今年度中の日付（令和3年3月31日付まで）を申請日とする手続きについては従前の様式（記名押印及び署名があるもの）であっても受け付けるものとします。

<変更の経緯>

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。

これを踏まえ、農林水産省が所管する省令（※※）において、押印を求めている手続等について、押印を廃止するための所要の改正が行われました。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

※※ とうもろこし等の関税割当制度に関する省令、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令を含む。